	ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	六
	調剤機器	六
	歯科診療用ユニット	七
	光学検査機器	六
	ファイバースコープ	六
	その他のもの	八
	その他のもの	
	レントゲンその他の電子装置を使用する機器	四
	移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	六
	その他のもの	
	その他のもの	
	陶磁器製又はガラス製のもの	三
	主として金属製のもの	十
	その他のもの	五
	開発研究用のもの	
	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四
	生物	
	植物	十五
	前掲のもの以外のもの	
	主として金属製のもの	十
	その他のもの	五
機械及び装置	通信業用設備	九
	放送業用設備	六
	宿泊業用設備	十
	飲食店業用設備	八
	機械式駐車設備	十
	その他の設備	
	主として金属製のもの	十七
	その他のもの	八
	開発研究用のもの	
	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七
	その他のもの	四
ソフトウェア	開発研究用のもの	三
	前掲のもの以外のもの	
	複写して販売するための原本	三
	その他のもの	五

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十七年度に取得した財産からこれを適用し、平成二十六年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。